第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の策定について

１　計画の概要

　（1）　位置づけ

　　「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく計画

【関係条文】　…「第2次長崎市人権・教育啓発に関する基本計画」冊子Ｐ.89参照

（地方公共団体の責務）

第5条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を負う。

　（2） 他計画との関係

国・県の基本計画との整合性を図り連携するとともに、長崎市第五次総合計画との整合性を図って、関連部門の計画とも連携した計画

長崎市第五次総合計画

取組の指針

意見

長崎市人権教育・啓発

に関する基本計画

人権教育及び啓発の推進に関する法律

長崎県人権教育・啓発

基本計画（県）

人権教育・啓発に関する基本計画（国）

≪市≫

≪国・県≫

整合

各個別計画

第3次男女共同参画計画

子ども・子育て支援事業計画など

整合・連携

連携

整合・連携

連携・情報共有

　（3） 基本計画の期間

　　長崎市第五次総合計画との整合性を図るため、次のとおりとする。

令和４年度～令和12年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｒ4  年度 | Ｒ5  年度 | Ｒ6  年度 | Ｒ7  年度 | Ｒ8  年度 | Ｒ9  年度 | Ｒ10  年度 | Ｒ11  年度 | Ｒ12  年度 |
| 長崎市第五次総合計画 | | | | | | | | |
| (前期基本計画) | | | | (後期基本計画) | | | | |
| 第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画 | | | | | | | | |
| ↑  数値目標見直し  【４年】  【５年】 | | | | | | | | |

資料③

（4） 策定までのスケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **10月** | **11月** | **12月** | **1月** | **2月** | **3月**  策定 |
| 事務局 | | 素案作成 | | |  |  | 原案作成 |
| 推進本部 | | ➀  骨子案 |  |  | パブコメ | ②  原案 |  |
|  | 幹事会 | ➀  素案検討 |  | ②  素案検討 |  | ③  原案検討 |  |
| ワーキンググループ | ➀取組内容  検討 | ②  素案検討 |  |  |  |  |
| 審議会 | | ➀  骨子案 |  | ②  素案 |  | ③  原案 |  |

（5）　基本計画がめざす姿（基本理念）

ア 第２次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の基本理念（令和３年度まで）

『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』

イ　長崎市第五次総合計画におけるめざす姿（令和４年度から）

・めざす都市像　「希望あふれる人間都市」

・まちづくりの方針F１　　「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします」

・第五次総合計画のめざす都市像は、第四次総合計画を引き継ぐ。

・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定される基本理念及び同法に基づく国の基本計画にも変更がない。（「長崎県人権教育・啓発基本計画」は、令和3年度改訂作業中。）

第3次基本計画においても、第2次基本計画のめざす姿を引き継ぐ。

第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の基本理念（令和４年度～令和12年度）

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現